「東京都ソーシャルファーム制度は、何が問題か。」

共同連 代表 斎藤縣三

- 1. そもそもソーシャルファームとは、何か。
 - (1)炭谷さん一イギリスで学び、日本にこの制度を広めた。
 - (2)源流は、イタリア社会的協同組合
 - (3)日本では、共同連が社会的事業所を提唱
 - (4)労働におけるソーシャルインクルージョンがめざすのは、準労働市場をつくること
 - (5) 労働統合型社会的企業一米沢論文
- 2. 2020 年募集は、何が問題か。
 - (1)助成金に頼るだけの制度
 - (2)予備認証のみを助成→認証の持つ意味がない。
 - (3)認定対象の規程がない→誰のための制度か。
 - (4)支援に偏った福祉施策でしかない。
 - (5)審査の過程等の非公開
- 3. 東京都ソーシャルファーム制度の根本的課題
 - (1)就労困難者が働ける仕事をどうつくり出すか。

現在の新自由主義的資本主義競争社会の中で、障害者をはじめとする就 労困難者にどう仕事保障ができるか。

→公的優先発注、入札制度の改革(社会的評価点の導入)、 民間企業との連携促進策 (2)東京都内にこの制度を定着するには、どうするか。

都下の自治体事業として定着させ、広く都民の理解と協力を促さない限り、この制度の発展はない。

- →自治体ごとの要綱作成ができるよう自治体職員に働きかけ、都民に直接 この制度を広報するイベントや取組みを行う。
- (3)この事業を自立させ、その継続・発展をどう促していくのか。

事業には必ず設備資金、運転資金が必要となるが、その資金を自らつくり 出す経済力や信用が不足している。

- →一定額の設備更新や新たな設備導入のための助成制度や運転資金、新たな事業計画のための設備資金の融資などの仕組みをつくる。
- (4)認証された事業をより安定的に継続できるようにするには、どうするか。

そのためには、中長期的な計画が必要であり、それを机上の検討ではなく、 現場の実状を踏まえたものにしていく必要がある。

→3 年もしくは5 年毎の事業計画を立てる検討委員会を常設する。その検討委員会には都や学識経験者だけでなく、就労困難者やその事業の担当者及び就労困難者の支援団体などが必ず参加するものとする。